

八戸市 A E D 講習用機器貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急救命率向上のため、住民に対しての自動体外式除細動器（A E D）の使用法を含む救命講習会（以下「講習会」という。）において、講習会を主催する団体等へのA E D講習用機器の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 A E D講習用機器の貸付けの対象となる者は、原則として講習会を主催する団体等の代表者（以下「代表者」という。）とする。ただし市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付要件)

第3条 A E D講習用機器の貸付けについては、次の各号に掲げる事項を要件とする。

- (1) 原則として、医師又は消防機関等で認定する応急手当指導員もしくは応急手当普及員の資格を有する者が、講習開始から終了までその会場に配置されることを要件とする。
- (2) 講習会は八戸市内で開催されるものに限る。

(貸付期間及び貸付台数)

第4条 A E D講習用機器の貸付期間は、引渡しの日から3日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 A E D講習用機器の貸付台数は、次の表に定めるものとする。

講習会参加予定者数が1人以上11人未満	1台
講習会参加予定者数が11人以上21人未満	2台まで
講習会参加予定者数が21人以上31人未満	3台まで
講習会参加予定者数が31人以上41人未満	4台まで
講習会参加予定者数が41人以上	5台まで

ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付料)

第5条 A E D講習用機器の貸付けは無料とする。

(貸付けの申請)

第6条 A E D講習用機器の貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は貸付希望日の5日前までにA E D講習用機器貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する医師又は消防機関等で認定する応急手当指導員もしくは応急手当普及員の資格を有する者の資格に関する証明書又はその写し。ただし、依頼により消防機関が直接指導する場合は、依頼申請書の写しのみ。
- (2) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの承認)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、貸付けを行うことを承認したときは、A E D講習用機器貸付承認書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、A E D講習用機器貸付整理台帳（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

(引渡し)

第8条 前条の規定による承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、前条の承認書で指定する場所において、当該承認書を提示の上、AED講習用機器借用書（様式第4号）と引換えにAED講習用機器の引渡しを受けるものとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、AED講習用機器を返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、AED講習用機器の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) AED講習用機器は、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AED講習用機器を目的外に使用しないこと。
- (3) AED講習用機器を転貸しないこと。

(亡失等による賠償等)

第10条 利用者は、故意又は過失により、引渡しを受けたAED講習用機器を亡失し、又は破損させた場合には、AED講習用機器亡失等届出書（様式第5号）を市長に提出するとともに、当該AED講習用機器を現状に復し、又は市長が認定した損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力、その他相当の事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

(返還)

第11条 利用者は第7条の承認書に記載された貸付期間が満了したとき又は講習会の中止等によりAED講習用機器を使用する見込みがなくなったときは、AED講習用機器を返還するものとする。

- 2 利用した際は返還すると同時に、使用報告書（様式第6号）へ必要事項を記載し、提出するものとする。
- 3 市長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用者に対し、第7条の規定による承認を取り消し、又は引き渡したAED講習用機器の返還を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。